

令和5年度より **シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）** が新規職種として設置されましたので、令和4年度までの **電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）** の各種合格（技能士合格・実技一部合格・学科一部合格）の取扱いが一部変更になります。

1. 技能士合格【1級・2級・3級】

- ① **【旧】電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）** の技能士合格をしていますが、**【新】シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）** の技能士合格とはなりません。
D申請（実技・学科両方免除申請）をすることで、**【新】職種作業の技能士合格となります。**

■重要：**【新】職種作業の上位級を下位級の技能士合格による実務経験の短縮で受検申請する場合、事前に上記のD申請をする必要**があります。

- 例1) 3級合格者→2級の受検（3級合格後0年を適用） **【新】職種作業の3級を事前にD申請する必要あり**
例2) 2級合格者→1級の受検（2級合格後2年を適用） **【新】職種作業の2級を事前にD申請する必要あり**

※但し、他の条件で上位級の受検資格を満たしている場合は、D申請を行う必要はありません。

- ②令和5年度後期に **【新】職種作業の上位級の受検を検討されている方で、事前に上記のD申請を希望する場合は、令和5年8月22日（火）までに下記の電話番号までご連絡ください。**

2. 実技一部合格・学科一部合格【1級・2級・3級】

【旧】電気機器組立て職種（シーケンス制御作業） の一部合格は、**【新】シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）** にも 適用されます。

内容について、令和6年度以降にも変更が生じる可能性もございます。当協会ホームページにて周知させていただきます。

【問合せ先】

技能検定部 業務課 TEL：03-6631-6052